

行橋市環境衛生保全基金条例をここに公布する。

令和8年6月19日

行橋市長 工藤 政宏

行橋市条例第23号

行橋市環境衛生保全基金条例

(目的)

第1条 行橋市における環境衛生の保全のため、行橋市環境衛生保全基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第2条 基金として積み立てる額は、毎年度一般会計歳入歳出予算に定めるところによる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用収益の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(処分)

第5条 基金は、環境衛生の保全に資する事業の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び処分に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。